

[事案 2019-212] 三大疾病保険金支払請求

・令和2年10月9日 和解成立

<事案の概要>

診断確定されていないことを理由に、三大疾病保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腎がんと診断されたため、平成28年6月に契約した終身医療保険にもとづき、三大疾病保険金を請求したところ、約款に定める診断確定がなされているとは言えないとして支払いを拒否されたが、以下の理由により、三大疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の約款によると、医師によって病理組織学的所見、細胞学的所見、画像診断所見（X線、CT、MRI等）、理学的所見、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかにより客観的に診断確定されたときには、保険金を支払うとなっている。
- (2) A病院で右腎がんと診断されたことを尊重すべきであり、他の病院でもがんではないという診断ではなく、がんの可能性があるとのことなので、そのことも無視すべきではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の通院履歴等を精査した結果、脂肪腫と腎がんの鑑別は困難であり、悪性腫瘍であるとの診断根拠はないと判断される。申立人の主張するA病院におけるCT画像では診断確定とは言えない。
- (2) 医学的根拠となる組織学的検査結果等の必要資料が提出され、約款の支払要件に該当すると判断できれば、保険金を支払う意向である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の疾病は三大疾病保険金の支払要件に該当すると判断できることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。